

避難勧告等発令基準の策定状況

凡例
 ○：定め（策定し・構築し）ている
 △：一部定め（策定し）ている
 ×：定め（策定し・構築し）ていない

【土砂災害】

平成30年4月1日時点

市町村名	4 土砂災害時の避難勧告等の具体的な発令基準							
	(1)避難勧告等の発令基準の策定状況について	(2)避難準備・高齢者等避難開始について		(3)避難勧告について		(4)避難指示(緊急)について		(5)避難勧告発令の判断に関する関係機関への助言の求めについて
		①対象区域の設定について	②避難準備・高齢者等避難開始を発令する際の判断基準について	①対象区域の設定について	②避難勧告を発令する際の判断基準について	①対象区域の設定について	②避難指示(緊急)を発令する際の判断基準の設定について	マニュアルに明記するなど必要な態勢を構築しているか
岡山市	○	○	×	○	×	○	×	○
倉敷市	○	○	×	○	×	○	×	○
津山市	○	×	×	×	×	×	×	○
玉野市	○	×	×	×	×	×	×	○
笠岡市	○	×	×	×	×	×	×	×
井原市	○	×	×	×	×	×	×	○
総社市	○	×	×	×	×	×	×	×
高梁市	○	×	○	×	○	×	○	×
新見市	○	×	×	×	×	×	○	○
備前市	○	○	○	○	○	○	○	×
瀬戸内市	○	○	○	○	○	○	○	○
赤磐市	○	○	×	○	○	○	○	○
真庭市	○	×	×	×	×	×	×	×
美作市	○	×	○	×	○	×	○	×
浅口市	○	×	×	×	×	×	×	○
和気町	○	×	×	×	×	×	×	×
早島町	○	×	×	×	×	×	×	○
里庄町	○	○	×	○	○	○	○	×
矢掛町	○	○	×	○	×	○	×	×
新庄村	○	○	○	○	○	○	○	×
鏡野町	○	×	×	×	×	×	×	×
勝央町	○	○	○	○	○	○	○	×
奈義町	○	×	×	×	×	×	×	×
西粟倉村	○	○	○	○	○	○	○	×
久米南町	○	○	×	○	○	○	○	×
美咲町	○	×	×	×	×	×	×	×
吉備中央町	○	△	○	△	○	△	○	○
合計	27	11	8	11	11	11	12	11

注) 1 対象区域について、実務上設定しているが、明記した物がない場合は×としている。

2 判断基準について、定量的な数値等の設定があっても、全体として総合的に判断して発令する基準となっている場合は×としている。

避難勧告等発令基準の策定状況

凡例
 ○：定め（策定し・構築し）ている
 △：一部定め（策定し）ている
 ×：定め（策定し・構築し）ていない

【洪水予報河川】

平成30年4月1日時点

市町村名	1 水害時の避難勧告等の具体的な発令基準							
	(1)避難勧告等の発令基準の策定状況について	(2)避難準備・高齢者等避難開始について		(3)避難勧告について		(4)避難指示(緊急)について		(5)避難勧告発令の判断に関する関係機関への助言の求めについて
		①対象区域の設定について	②避難準備・高齢者等避難開始を発令する際の判断基準について	①対象区域の設定について	②避難勧告を発令する際の判断基準について	①対象区域の設定について	②避難指示(緊急)を発令する際の判断基準の設定について	
岡山市	○	○	×	○	×	○	×	×
倉敷市	○	○	×	○	×	○	×	○
津山市	/	/	/	/	/	/	/	/
玉野市	/	/	/	/	/	/	/	/
笠岡市	/	/	/	/	/	/	/	/
井原市	/	/	/	/	/	/	/	/
総社市	○	×	×	×	×	×	×	×
高梁市	/	/	/	/	/	/	/	/
新見市	/	/	/	/	/	/	/	/
備前市	×	×	×	×	×	×	×	×
瀬戸内市	○	○	○	○	○	○	○	○
赤磐市	○	×	×	×	×	×	×	○
真庭市	/	/	/	/	/	/	/	/
美作市	/	/	/	/	/	/	/	/
浅口市	/	/	/	/	/	/	/	/
和気町	○	×	×	×	×	×	×	×
早島町	○	×	×	×	×	×	×	○
里庄町	/	/	/	/	/	/	/	/
矢掛町	/	/	/	/	/	/	/	/
新庄村	/	/	/	/	/	/	/	/
鏡野町	/	/	/	/	/	/	/	/
勝央町	/	/	/	/	/	/	/	/
奈義町	/	/	/	/	/	/	/	/
西粟倉村	/	/	/	/	/	/	/	/
久米南町	/	/	/	/	/	/	/	/
美咲町	/	/	/	/	/	/	/	/
吉備中央町	/	/	/	/	/	/	/	/
合計	7	3	1	3	1	3	1	4

注) 1 対象区域について、実務上設定しているが、明記した物がない場合は×としている。

2 判断基準について、定量的な数値等の設定があっても、全体として総合的に判断して発令する基準となっている場合は×としている。

避難勧告等発令基準の策定状況

凡例
 ○：定め（策定し・構築し）ている
 △：一部定め（策定し）ている
 ×：定め（策定し・構築し）ていない

【水位周知河川】

平成30年4月1日時点

市町村名	2 水害時の避難勧告等の具体的な発令基準							
	(1)避難勧告等の発令基準の策定状況について	(2)避難準備・高齢者等避難開始について		(3)避難勧告について		(4)避難指示(緊急)について		(5)避難勧告発令の判断に関する関係機関への助言の求めについて
		①対象区域の設定について	②避難準備・高齢者等避難開始を発令する際の判断基準について	①対象区域の設定について	②避難勧告を発令する際の判断基準について	①対象区域の設定について	②避難指示(緊急)を発令する際の判断基準の設定について	
岡山市	○	○	×	○	×	○	×	×
倉敷市	○	○	×	○	×	○	×	○
津山市	○	○	×	○	×	○	×	○
玉野市	/	/	/	/	/	/	/	/
笠岡市	○	×	×	×	×	×	×	×
井原市	○	×	○	×	○	×	○	×
総社市	○	×	×	×	×	×	×	×
高梁市	○	×	○	×	○	×	○	×
新見市	○	×	×	×	×	×	○	○
備前市	○	×	○	×	○	×	○	×
瀬戸内市	/	/	/	/	/	/	/	/
赤磐市	○	×	×	×	×	×	×	○
真庭市	○	△	○	△	○	△	×	×
美作市	○	○	○	○	○	○	○	×
浅口市	○	×	×	×	×	×	×	○
和気町	○	×	×	×	×	×	×	×
早島町	○	×	×	×	×	×	×	○
里庄町	○	○	○	○	○	○	○	×
矢掛町	○	○	×	○	×	○	×	×
新庄村	/	/	/	/	/	/	/	/
鏡野町	/	/	/	/	/	/	/	/
勝央町	○	○	○	○	○	○	○	×
奈義町	/	/	/	/	/	/	/	/
西粟倉村	/	/	/	/	/	/	/	/
久米南町	/	/	/	/	/	/	/	/
美咲町	○	×	×	×	×	×	×	×
吉備中央町	○	○	○	○	○	○	○	○
合計	20	8	8	8	8	8	8	7

注) 1 対象区域について、実務上設定しているが、明記した物がない場合は×としている。

2 判断基準について、定量的な数値等の設定があっても、全体として総合的に判断して発令する基準となっている場合は×としている。

避難勧告等発令基準の策定状況

凡例
 ○：定め（策定し・構築し）ている
 △：一部定め（策定し）ている
 ×：定め（策定し・構築し）ていない

【その他の河川】

平成30年4月1日時点

市町村名	3 水害時の避難勧告等の具体的な発令基準							
	(1)避難勧告等の発令基準の策定状況について	(2)避難準備・高齢者等避難開始について		(3)避難勧告について		(4)避難指示(緊急)について		(5)避難勧告発令の判断に関する関係機関への助言の求めについて
		①対象区域の設定について	②避難準備・高齢者等避難開始を発令する際の判断基準について	①対象区域の設定について	②避難勧告を発令する際の判断基準について	①対象区域の設定について	②避難指示(緊急)を発令する際の判断基準の設定について	
岡山市	△	×	×	×	×	×	×	×
倉敷市	○	×	×	×	×	×	×	○
津山市	○	△	×	△	×	△	×	○
玉野市	○	×	×	×	×	×	×	○
笠岡市	○	×	×	×	×	×	×	×
井原市	×	×	×	×	×	×	×	×
総社市	○	×	×	×	×	×	×	×
高梁市	○	×	○	×	○	×	○	×
新見市	×	×	×	×	×	×	×	○
備前市	×	×	×	×	×	×	×	×
瀬戸内市	○	△	△	○	○	△	△	○
赤磐市	×	×	×	×	×	×	×	×
真庭市	○	×	△	×	△	×	×	×
美作市	○	×	×	×	×	×	○	×
浅口市	○	×	×	×	×	×	×	○
和気町	×	×	×	×	×	×	×	×
早島町	×	×	×	×	×	×	×	×
里庄町	×	×	×	×	×	×	×	×
矢掛町	×	×	×	×	×	×	×	×
新庄村	○	○	○	○	○	○	○	×
鏡野町	○	○	×	○	×	○	×	×
勝央町	×	×	×	×	×	×	×	×
奈義町	○	×	×	×	×	×	×	×
西粟倉村	×	×	×	×	×	×	×	×
久米南町	○	○	△	○	△	○	△	×
美咲町	×	×	×	×	×	×	×	×
吉備中央町	○	○	○	○	○	○	○	○
合計	15	4	3	5	4	4	4	7

注) 1 対象区域について、実務上設定しているが、明記した物がない場合は×としている。

2 判断基準について、定量的な数値等の設定があっても、全体として総合的に判断して発令する基準となっている場合は×としている。

気象警報等の避難への活用（土砂災害）

土砂災害からの避難の判断基準・対象区域の考え方は「避難勧告等に関するガイドライン」（平成 29 年 1 月、内閣府）において次のように整理されています。

避難勧告等と気象警報等との関係（土砂災害）

避難勧告等 (避難勧告等に関するガイドライン(発令基準・防災体制編) P2、P27~P34)			気象警報等	
対象区域の考え方	種類	判断基準の設定例	種類	
○避難勧告等の対象とする区域 (1)土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」 (2)土砂災害危険箇所 (3)その他の場所 ○具体的な区域設定の考え方 ・土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難勧告等発令の対象要素としてあらかじめ決めておき、土砂災害に関するメッシュ情報において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難勧告等を発令することを基本とする。	避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報（土砂災害）の発表時には、土砂災害に関するメッシュ情報を参照し、避難指示（緊急）等の対象区域の範囲が十分であるかどうかなど、既の実施済みの措置の内容を再度確認する必要がある。 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 土砂災害が発生した場合 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度立退き避難を居住者等に促す必要がある場合 	大雨特別警報 (土砂災害)	土砂災害警戒判定メッシュ情報 記録的短時間大雨情報
	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 	土砂災害警戒情報	土砂災害警戒判定メッシュ情報 記録的短時間大雨情報
	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 	大雨警報 (土砂災害) (警報に切り替える可能性に言及)	土砂災害警戒判定メッシュ情報
<ul style="list-style-type: none"> 気象注意報が発表された場合は、防災気象情報を入手し、気象状況の進展を見守る。 連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。 			大雨注意報	土砂災害警戒判定メッシュ情報
(注1) 土砂災害に関するメッシュ情報とは「土砂災害警戒判定メッシュ情報」と都道府県が提供する「土砂災害危険度をより詳しく示した情報」をまとめた呼称です。 (注2) 避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合にはより早期の対応が必要になること等がガイドラインでは示されています。			予告的な気象情報	—

気象警報等の避難への活用（洪水予報河川の洪水）

洪水予報河川の洪水からの避難の判断基準・対象区域の考え方は「避難勧告等に関するガイドライン」（平成 29 年 1 月、内閣府）において次のように整理されています。

避難勧告等と気象警報等との関係（洪水予報河川の洪水）

避難勧告等 (避難勧告等に関するガイドライン(発令基準・防災体制編) P1、P6、P10~P26)			気象警報等	
対象区域の考え方	種類	判断基準の設定例	種類	
<p>○避難勧告等の対象とする区域</p> <p>・洪水ハザードマップやその基となる各河川の洪水浸水想定区域を基本として設定する。</p> <p>○立退き避難が必要な状況</p> <p>・河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合</p> <p>・氾濫した水の浸水の深さが深く、屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合</p> <p>・人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合</p> <p>・ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合</p>	避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> 決壊や越水・溢水が発生した場合 A川のB水位観測所の水位が、氾濫危険水位である（又は当該市町村・区域の危険水位に相当する）00mを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高（又は背後地盤高）である00mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する） 	氾濫発生 情報	洪水警報
	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位である00mに到達したと発表された場合（又は当該市町村・区域の危険水位に相当する00mに到達したと確認された場合） 指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 異常な漏水・侵食等が発見された場合 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 	氾濫危険 情報	
	避難準備 ・ 高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である00mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 指定河川洪水予報の水位予測により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 軽微な漏水・侵食等が発見された場合。 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 	氾濫警戒 情報	
<ul style="list-style-type: none"> 気象注意報が発表された場合は、防災気象情報を入手し、気象状況の進展を見守る。 連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。 			氾濫注意 情報	洪水 注意報
<p>(注) 避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合にはより早期の対応が必要になること等がガイドラインでは示されています。</p>			—	予告的な 気象情報

気象警報等の避難への活用（水位周知河川の洪水）

水位周知河川の洪水からの避難の判断基準・対象区域の考え方は「避難勧告等に関するガイドライン」（平成29年1月、内閣府）において次のように整理されています。

避難勧告等と気象警報等との関係（水位周知河川の洪水）

避難勧告等 (避難勧告等に関するガイドライン(発令基準・防災体制編) P1、P6、P10~P26)			気象警報等	
対象区域の考え方	種類	判断基準の設定例	種類	
<p>○避難勧告等の対象とする区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水ハザードマップやその基となる各河川の洪水浸水想定区域を基本として設定する。 <p>○立退き避難が必要な状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合 山間部等の川の流れの速いところで、河岸侵食や氾濫流により、家屋流失をもたらすおそれがある場合 氾濫した水の浸水の深さが深く、屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合 人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合 	避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> 決壊や越水・溢水が発生した場合 A川のB水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）である〇〇mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する） 	氾濫発生 情報	
	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である〇〇mに到達した場合 A川のB水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警戒基準を大きく超過する場合 ③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、又は時間雨量が〇〇mm以上となる場合） 異常な漏水・侵食等が発見された場合 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 	氾濫危険 情報 氾濫警戒 情報	洪水警報 流域雨量 指数の 予測値 (氾濫注意水位 等を越えている 場合)
	避難準備 ・ 高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> A川のB水位観測所の水位が避難判断水位である〇〇mに到達した場合 A川のB水位観測所の水位が水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ②A川の流域雨量指数の予測値が洪水警戒基準に到達する場合 ③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、又は時間雨量が〇〇mm以上となる場合） 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 	氾濫注意 情報	洪水警報 流域雨量 指数の 予測値 (水防団待機水位 等を越えている 場合)
	<ul style="list-style-type: none"> 気象注意報が発表された場合は、防災気象情報を入手し、気象状況の進展を見守る。 連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。 			洪水注意報
			—	予告的な 気象情報

(注1) 流域雨量指数の予測値は、水位上昇の見込みを判断するための情報です。
 (注2) 避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合にはより早期の対応が必要になること等がガイドラインでは示されています。

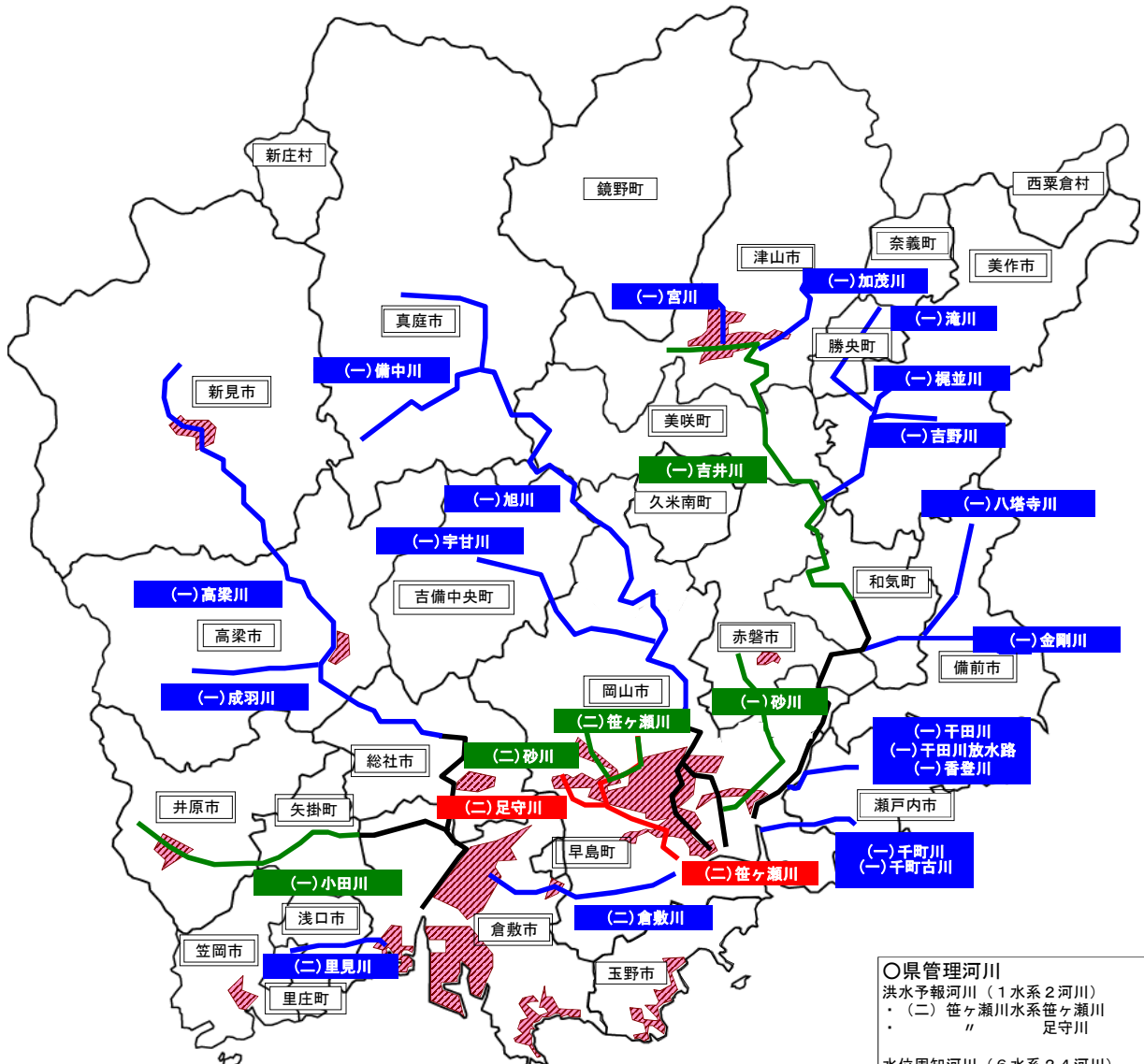
気象警報等の避難への活用（その他河川の洪水）

その他河川の洪水からの避難の判断基準・対象区域の考え方は「避難勧告等に関するガイドライン」（平成 29 年 1 月、内閣府）において次のように整理されています。

避難勧告等と気象警報等との関係（その他河川の洪水）

避難勧告等 (避難勧告等に関するガイドライン(発令基準・防災体制編) P1、P6、P10~P26)			気象警報等
対象区域の考え方	種類	判断基準の設定例	種類
<p>○避難勧告等の対象とする区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶ河川について、河川管理者や気象台からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて区域を設定する。 <p>○立退き避難が必要な状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山間部等の川の流れの速いところで、河岸侵食や氾濫流により、家屋流失をもたらすおそれがある場合 ・氾濫した水の浸水の深さが深く、屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合 ・人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合 	<p>・大雨特別警報（浸水害）が発令された時には、既に避難勧告等が発令されていることが想定され、適切な区域に発令されているか等、実施すべき措置がとられているかを再確認する</p>	<p>大雨特別警報（浸水害）</p>	
	避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・決壊や越水・溢水が発生した場合 ・A川のB水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）である〇〇mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ・異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する） 	<p>洪水警報</p> <p>流域雨量指数の予測値（氾濫注意水位等を越えている場合）</p>
	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・A川のB水位観測所の水位が〇〇m（<u>氾濫注意水位等</u>）に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②A川の<u>流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合</u> ③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、又は時間雨量が〇〇mm以上となる場合） ・異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 <p>※水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、上記②または③を参考に目安とする基準を設定し、<u>カメラ画像や水防団からの報告等</u>を活用して発令する。</p>	
	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・A川のB水位観測所の水位が〇〇m（<u>水防団待機水位等</u>）に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ①B地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②A川の<u>流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合</u> ③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、又は時間雨量が〇mm以上となる場合） ・軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 <p>※水位を観測していない場合、<u>洪水警報の発表に加え、さらに上記②または③を参考に目安とする基準を設定して発令することが考えられる。</u></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・気象注意報が発令された場合は、防災気象情報を入力し、気象状況の進展を見守る。 ・連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。 			洪水注意報
<p>(注1) 流域雨量指数の予測値は、水位上昇の見込みを判断するための情報です。</p> <p>(注2) 避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合にはより早期の対応が必要になること等がガイドラインでは示されています。</p>			予告的な気象情報

水防法に基づく県内河川（直轄管理・県管理）の指定状況



DIDD地区（人口集中地区）
 洪水予報河川かつ水防警報河川
 水位周知河川かつ水防警報河川
 水位周知河川
 直轄管理河川（洪水予報河川かつ水防警報河川）

: 水位周知等対象市町・・・22市町
 : 対象となっていない市町村・・・5市町村

- 直轄管理河川**
- 洪水予報河川（3水系6河川）
- ・（一）吉井川水系吉井川
 - ・ “ “ “金剛川
 - ・（一）旭川水系旭川
 - ・ “ “ “百間川
 - ・（一）高梁川水系高梁川
 - ・ “ “ “小田川
- 水防警報河川（3水系6河川）
- ・（一）吉井川水系吉井川
 - ・ “ “ “金剛川
 - ・（一）旭川水系旭川
 - ・ “ “ “百間川
 - ・（一）高梁川水系高梁川
 - ・ “ “ “小田川

- 県管理河川**
- 洪水予報河川（1水系2河川）
- ・（二）笹ヶ瀬川水系笹ヶ瀬川
 - ・ “ “ “足守川
- 水位周知河川（6水系24河川）
- ・（一）吉井川水系吉井川
 - ・ “ “ “千町川
 - ・ “ “ “千町古川
 - ・ “ “ “千田川
 - ・ “ “ “千田川放水路
 - ・ “ “ “香登川
 - ・ “ “ “金剛川
 - ・ “ “ “八塔寺川
 - ・ “ “ “吉野川
 - ・ “ “ “梶並川
 - ・ “ “ “加茂川
 - ・ “ “ “宮川
 - ・ “ “ “滝川
 - ・（一）旭川水系旭川
 - ・ “ “ “砂川
 - ・ “ “ “宇甘川
 - ・ “ “ “備中川
 - ・（一）高梁川水系高梁川
 - ・ “ “ “小田川
 - ・ “ “ “成羽川
 - ・（二）笹ヶ瀬川水系笹ヶ瀬川
 - ・ “ “ “砂川
 - ・（二）倉敷川水系倉敷川
 - ・（二）里見川水系里見川
- 水防警報河川（4水系6河川）
- ・（一）吉井川水系吉井川
 - ・（一）旭川水系砂川
 - ・（一）高梁川水系小田川
 - ・（二）笹ヶ瀬川水系笹ヶ瀬川
 - ・ “ “ “足守川
 - ・ “ “ “砂川

洪水予報河川

■ 国管理河川

水系名	河川名	観測所名	位置	基準水位 (m)			担当 県民局	通知先水防管理者
				氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位		
旭川	旭川	しもまき 下牧	おかやまし きたく しもまき 岡山市 北区 下牧	6.70	7.60	8.40	備前	岡山市
		みの 野	おかやまし きたく みの 岡山市 北区 三野	6.80	7.10	7.60	備前	岡山市
		あいおい ばし 相生橋	おかやまし きたく うちさんげ 岡山市 北区 内山下	4.30	4.70	5.20	備前	岡山市
	百間川	はらおじまげし 原尾島橋	おかやまし なかく はらおじま 岡山市 中区 原尾島	4.60	6.10	6.80	備前	岡山市
吉井川	吉井川	つ せ 津 瀬	わけちよう つ せ 和気町 津瀬	6.40	8.50	9.60	備前	岡山市, 備前市, 赤磐市, 和気町
		み やす 御 休	おかやまし ひがしく ひといち 岡山市 東区 一丁目	5.80	7.70	8.20	備前	岡山市, 瀬戸内市, 備前市
	金剛川	しゃく そ 尺 所	わけちよう しゃくそ 和気町 尺所	3.00	3.10	3.40	備前	和気町
高梁川	高梁川	ひ わ 日 羽	そうじゃし ひ わ 総社市 日羽	8.90	10.30	11.00	備中	倉敷市, 総社市
		か づ 酒 津	くらしきし か づ 倉敷市 酒津	8.70	11.60	12.00	備中	倉敷市, 総社市
	小田川	や か げ 矢 掛	や けちよう や か げ 矢掛町 矢掛	4.00	4.20	4.50	備中	倉敷市

● 県管理河川

水系名	河川名	観測所名	位置	基準水位 (m)			担当 県民局	通知先水防管理者
				氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位		
笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川	ささがせ 笹ヶ瀬	おかやまし きたく しろいし 岡山市 北区 白石	2.40	2.70	3.00	備前	岡山市
	足守川	ほ さき 浦 崎	おかやまし きたく つでら 岡山市 北区 津寺	3.00	3.30	3.60	備前	岡山市, 倉敷市

水位周知河川

水系名	河川名	観測所名	位置	基準水位(m)		担当 県民局	通知先水防管理者
				避難判断 水位	氾濫危険 水位		
吉井川	吉井川	ふきやま 吹屋町	つやまし ふきやま 津山市 吹屋町	2.20	3.20	美作	津山市
		おげ 小桁	つやまし おげた 津山市 小桁	5.20	6.40	美作	津山市, 美咲町
		つか 塚角	みさきちよう つかつ 美咲町 塚角	4.20	5.90	美作 備前	美咲町 赤磐市
		す 周匝	あかいわし すさい 赤磐市 周匝	3.70	6.20	備前	赤磐市, 和気町
		さ 佐伯	わけちよう やた 和気町 矢田	6.60	8.80	備前	和気町
	千町川	せん 千町	せとうちし おくちようほんじよう 瀬戸内市 邑久町本庄	1.70	2.00	備前	岡山市, 瀬戸内市
	千町古川						
	千田川						
	千田川 放水路	ほし 干田	せとうちし おくちようふくさと 瀬戸内市 邑久町福里	3.20	3.50	備前	瀬戸内市
	香登川						
	金剛川	よしなが 吉永中	わけちよう よしだ 和気町 吉田	2.80	3.30	備前	備前市, 和気町
	八塔寺川	いたや 板屋上	びぜんし よしながちよう こうねほん 備前市 吉永町神根本	2.80	3.20	備前	備前市, 和気町
	吉野川	はやし 林野	みまさかし くつぎ 美作市 朽木	3.10	3.60	美作 備前	美作市, 美咲町, 勝央町 和気町
	梶並川	ひ 火の神	みまさかし ならほらなか 美作市 檀原中	2.60	3.30	美作	美作市, 勝央町
	加茂川	ひ 日の上	つやまし かわさき 津山市 川崎	4.10	4.40	美作	津山市
宮川	ひが 東一宮	つやまし ひがいちのみや 津山市 東一宮	2.70	3.20	美作	津山市	
滝川	ひが 東吉田	しょうおうちよう ひがよしだ 勝央町 東吉田	1.60	2.00	美作	美作市, 勝央町, 奈義町	
旭川	旭川	かつやま 勝山	まにわし くさかべ 真庭市 草加部	2.60	2.80	美作	真庭市
		おちあ 落合	まにわし ほうかいじ 真庭市 法界寺	4.40	4.70	美作	真庭市
		ふくわ 福渡	おかやまし きたく つけべちようふくわたり 岡山市 北区 建部町福渡	5.90	6.40	備前	岡山市
		かなが 金川	おかやまし きたく み つかながわ 岡山市 北区 御津金川	4.70	5.10	備前	岡山市
	しも 下牧	おかやまし きたく しもまき 岡山市 北区 下牧	5.80	6.40	備前	岡山市	
	砂川	しょうざ 正崎	あかいわし しょうざき 赤磐市 正崎	2.50	3.00	備前	赤磐市
		じょう 上道	おかやまし ひがしく たけはら 岡山市 東区 竹原	5.20	5.70	備前	岡山市
	備中川	た 垂水	まにわし しもがた 真庭市 下方	2.80	2.90	美作	真庭市
宇甘川	う 宇甘	おかやまし きたく み つうかい 岡山市 北区 御津宇甘	3.30	3.60	備前	岡山市, 吉備中央町	
高梁川	高梁川	しょうわ 昭和橋	にいみし たかお 新見市 高尾	2.50	2.90	備中	新見市
		しょう 正田	にいみし にいみ 新見市 新見	2.80	3.20	備中	新見市
		なが 長屋	にいみし ながや 新見市 長屋	4.70	5.10	備中	新見市
		ほう 方谷	たかはし たかくらちよう しいい 高梁市 高倉町飯部	4.70	5.10	備中	高梁市
		たか 高梁	たかはし おちあいちよう ちかのり 高梁市 落合町近似	4.40	4.80	備中	高梁市
	ひろ 広瀬	たかはし まつやま 高梁市 松山	7.30	8.00	備中	総社市, 高梁市	
	小田川	よし 芳井	いばらし よしいちよう よしい 井原市 芳井町吉井	2.70	3.00	備中	井原市, 矢掛町
		い 井原	いばらし にしえばらちよう 井原市 西江原町	2.50	2.90	備中	井原市, 笠岡市, 矢掛町, 広島県福山市
		やか 矢掛	やかげちよう やかげ 矢掛町 矢掛	2.80	3.20	備中	矢掛町, 倉敷市, 笠岡市
	成羽川	なり 成羽	たかはし なりわちよう しもほら 高梁市 成羽町下原	4.00	4.40	備中	高梁市
笹ヶ瀬川	さ 首	おかやまし きたく こうべ 岡山市 北区 首部	4.80	5.10	備前	岡山市	
	砂川	おかやまし きたく いちのみや 岡山市 北区 一宮	3.80	4.10	備前	岡山市	
倉敷川	倉敷川	ひこ 彦崎	おかやまし みなみく ひこさき 岡山市 南区 彦崎	2.90	3.00	備中 備前	倉敷市, 早島町 岡山市
里見川	里見川	こん 金光	あさくちし こんこうちよう うらみしんでん 浅口市 金光町占見新田	3.10	3.50	備中	倉敷市, 浅口市, 里庄町